

6 文科高第 1315 号
医政発 1119 第 9 号
令和 6 年 11 月 20 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
医学部を置く各国公私立大学長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）

令和 8 年度（2026 年度）の医学部臨時定員の方針等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び令和 6 年 10 月 30 日の「第 7 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」での意見交換を踏まえ、暫定的に、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

令和 8 年度の医学部臨時定員増に係るスケジュール、具体的な手続き、要件等の詳細については、追って御連絡します。

【本件担当】

文部科学省高等教育局医学教育課 藤本・長澤

電 話：03-6734-2509

E-mail：igaku@mext.go.jp

厚生労働省医政局医事課 加藤・染谷・大畑

電 話：03-3595-2196

E-mail：jyukyu@mhlw.go.jp

令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について

令和 6 年 11 月 20 日
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「2022 年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされた。

今般、令和 8 年度(2026 年度)の医学部定員の方針については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)において、「2026 年度の医学部定員の上限については 2024 年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027 年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。」とされたこと、令和 6 年 10 月 30 日の「第 7 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」における意見交換を踏まえ、医学部総定員数の考え方並びに医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

(1) 令和 8 年度の医学部総定員の考え方について

令和 8 年度の医学部総定員は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に基づき、令和 6 年度の医学部総定員数(9,403 人)を上限とすることとする。

(2) 令和 8 年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和 7 年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、令和 8 年度末まで 1 年間延長することとする。

(3) 令和 8 年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

令和 8 年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっては、各都道府県は、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。なお、地域枠については、恒久定員又は臨時定員のいずれに設置することも考えられるが、各都道府県は、確保すべき医師数(例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保すべき人数等)を検討した上で、当該都道府県に所在する大学の地域枠入学でない医師が臨床研修や臨床研修修了後において当該都道府県に勤務する割合等も踏まえ、真に必要な地域枠数を検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修

環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。ただし、すべての地域枠において、特定の診療科での従事を要件とするものではない。

このため、必要に応じ、臨時定員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性について有識者も含めた検討の場等でヒアリング等を実施することとする。

以上